

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【公表番号】特表2015-517524(P2015-517524A)

【公表日】平成27年6月22日(2015.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-040

【出願番号】特願2015-512752(P2015-512752)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/65	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/65				
A 6 1 P	43/00	1	2	1	
A 6 1 P	43/00	1	1	1	
A 6 1 P	1/04				
A 6 1 K	45/00				
A 6 1 P	31/04				

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月13日(2016.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(4S,4aS,5aR,12aS)-4-ジメチルアミノ-3,10,12,12a-テトラヒドロキシ-7-[(メトキシ(メチル)アミノ)-メチル]-1,11-ジオキソ-1,4,4a,5,5a,6,11,12a-オクタヒドロ-ナフタセン-2-カルボン酸アミドまたはその薬学的に許容される塩を含有する、メチシリンドラム色ブドウ球菌(Staphylococcus aureus)(MRSA)感染症の治療のための医薬組成物。

【請求項2】

薬学的に許容される塩が結晶性モノ塩酸塩、結晶性モノメシリ酸塩、および結晶性モノ硫酸塩からなる群より選択される、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記塩がモノ塩酸塩である、請求項2記載の組成物。

【請求項4】

前記塩がモノメシリ酸塩である、請求項2記載の組成物。

【請求項5】

前記塩がモノ硫酸塩である、請求項2記載の組成物。

【請求項6】

MRSAが市中感染型MRSA(MRSA-CA)および院内感染型MRSA(MRSA-HA)から選択される、請求項1記載の組成物。

【請求項7】

(4S,4aS,5aR,12aS)-4-ジメチルアミノ-3,10,12,12a-テトラヒドロキシ-7-[(メトキシ(メチル)アミノ)-メチル]-1,11-ジオキソ-1,4,4a,5,5a,6,11,12a-オクタヒドロ-ナフタセ

ン-2-カルボン酸アミドまたはその薬学的に許容される塩を含有する、消化性潰瘍の治療のための医薬組成物。

【請求項 8】

薬学的に許容される塩が結晶性モノ塩酸塩、結晶性モノメシル酸塩、および結晶性モノ硫酸塩からなる群より選択される、請求項7記載の組成物。

【請求項 9】

前記塩がモノ塩酸塩である、請求項8記載の組成物。

【請求項 10】

前記塩がモノメシル酸塩である、請求項8記載の組成物。

【請求項 11】

前記塩がモノ硫酸塩である、請求項8記載の組成物。

【請求項 12】

少なくとも1種の追加の活性成分をさらに含有する、請求項7記載の組成物。

【請求項 13】

少なくとも1種の追加の活性成分がプロトンポンプ阻害剤およびビスマスから選択される、請求項12記載の組成物。

【請求項 14】

(4S,4aS,5aR,12aS)-4-ジメチルアミノ-3,10,12,12a-テトラヒドロキシ-7-[(メトキシ(メチル)アミノ)-メチル]-1,11-ジオキソ-1,4,4a,5,5a,6,11,12a-オクタヒドロ-ナフタセン-2-カルボン酸アミドまたはその薬学的に許容される塩を含有する、ヘリコバクター・ピロリ(Helicobacter pylori)感染症の治療のための医薬組成物。

【請求項 15】

薬学的に許容される塩が結晶性モノ塩酸塩、結晶性モノメシル酸塩、および結晶性モノ硫酸塩からなる群より選択される、請求項14記載の組成物。

【請求項 16】

前記塩がモノ塩酸塩である、請求項15記載の組成物。

【請求項 17】

前記塩がモノメシル酸塩である、請求項15記載の組成物。

【請求項 18】

前記塩がモノ硫酸塩である、請求項15記載の組成物。

【請求項 19】

(4S,4aS,5aR,12aS)-4-ジメチルアミノ-3,10,12,12a-テトラヒドロキシ-7-[(メトキシ(メチル)アミノ)-メチル]-1,11-ジオキソ-1,4,4a,5,5a,6,11,12a-オクタヒドロ-ナフタセン-2-カルボン酸アミドまたはその薬学的に許容される塩を含有する、クラミジア・トラコマチス(Chlamydia trachomatis)感染症の治療のための医薬組成物。

【請求項 20】

薬学的に許容される塩が結晶性モノ塩酸塩、結晶性モノメシル酸塩、および結晶性モノ硫酸塩からなる群より選択される、請求項19記載の組成物。

【請求項 21】

前記塩がモノ塩酸塩である、請求項20記載の組成物。

【請求項 22】

前記塩がモノメシル酸塩である、請求項20記載の組成物。

【請求項 23】

前記塩がモノ硫酸塩である、請求項20記載の組成物。